

平成 21 年 6 月 23 日

各 位

会 社 名 スカイマーク株式会社
代表者名 代表取締役社長 西久保 慎一
(コード番号 9204 東証マザーズ)
問合せ先 取締役経理本部長 有森 正和
(T E L 03-5708-8280)

従業員に対するストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 6 月 23 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条、第 240 条の規程に基づき、ストックオプションとして新株予約権の発行を行うことを下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に際しての払込金額、その他未定の部分は、当該新株予約権の割当日(平成 21 年 7 月 8 日)の前営業日(平成 21 年 7 月 7 日)までに決定いたします。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由
ストックオプション制度の活用により、当社の従業員に対し、当社業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として新株予約権を無償で発行するものであります。
2. 新株予約権の総数
7,920 個
(新株予約権 1 個につき普通株式 100 株。ただし、3. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)
3. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
当社普通株式 792,000 株
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切捨てるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
4. 新株予約権の割当を受ける者及び割当数

割当を受ける者	一人当たりの割当数	割当数合計
当社従業員 990 名	一律 8 個	7,920 個
5. 新株予約権の払込金額
無償とする。(本件新株予約権につき金銭の払込を要しない。)

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める 1 株当たりの払込金額に新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込金額は、東京証券取引所における当社普通株式普通取引の新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く）における当社普通株式の終値の平均値に 1.025 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切上げる。

ただし、その金額が新株予約権割当日の前営業日の終値（取引が成立しない場合はその直近日の終値）を下回る場合は、その終値とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・合併の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の 1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

7. 新株予約権の割当日

平成 21 年 7 月 8 日

8. 新株予約権の権利行使期間

平成 23 年 7 月 8 日から平成 28 年 7 月 7 日まで

9. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、その有する新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の従業員であることを要する。ただし、定年退職の場合には 8. に定める権利行使期間の範囲内で、当該期間の開始時、または退職のどちらか遅い時点から 2 年間に限り権利行使できるものとする。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分及び相続はこれを認めない。

その他の条件については、当社と従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

10. 新株予約権の取得事由

当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権の割当を受けた者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、権利を行使する条件に該当しなくなる日をもって、当社は、無償で新株予約権を取得することができる。

11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切上げる。
残額は、資本準備金に組入れるものとする。
12. 新株予約権証券
発行を請求せず、新株予約権証券の発行をしない。

以 上